

# 令和7年1月から令和6年能登半島地震・豪雨に係る 新たな特例措置を実施します

令和6年1月から実施している令和6年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置は、最短で12月末で終了します。今後、能登半島地域における雇用維持の支援は、在籍型出向への支援を中心に行っていますが、地震から1年も経たずに豪雨災害が重なったことや、半島という地理的制約などにより、企業の雇用維持と地域の人材確保の両立が極めて困難な事情・特殊性から、令和7年の1年間に限り、雇用調整助成金の新たな特例措置を実施します。

## 対象となる事業所

次のいずれにも該当する事業所が対象となります。

- ① 令和6年能登半島地震の特例措置を利用していた事業主の事業所
- ② ハローワーク七尾またはハローワーク輪島(いずれも出張所含む)の管轄地域に所在する事業所
- ③ 令和7年1月以降も、令和6年能登半島地震および令和6年9月豪雨による経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされている事業主の事業所
- ④ 在籍型出向に係る取り組みを行う事業主の事業所

### 在籍型出向に係る取り組みの例

- ・ 公益財団法人産業雇用安定センターなどの在籍型出向のあっせんを行う機関に、出向元事業主としての登録、相談をしている
- ・ 現に在籍型出向を実施していて今後も継続見込みである、在籍型出向の実施に向けた出向先候補の企業との調整を行っている

※ 令和6年能登半島地震の特例措置を利用していなかったものの、令和6年9月豪雨により、令和6年9月20日以降に休業を実施した事業所も対象になる場合があります。詳しくは管轄の労働局またはハローワークにご相談ください。

## 助成内容

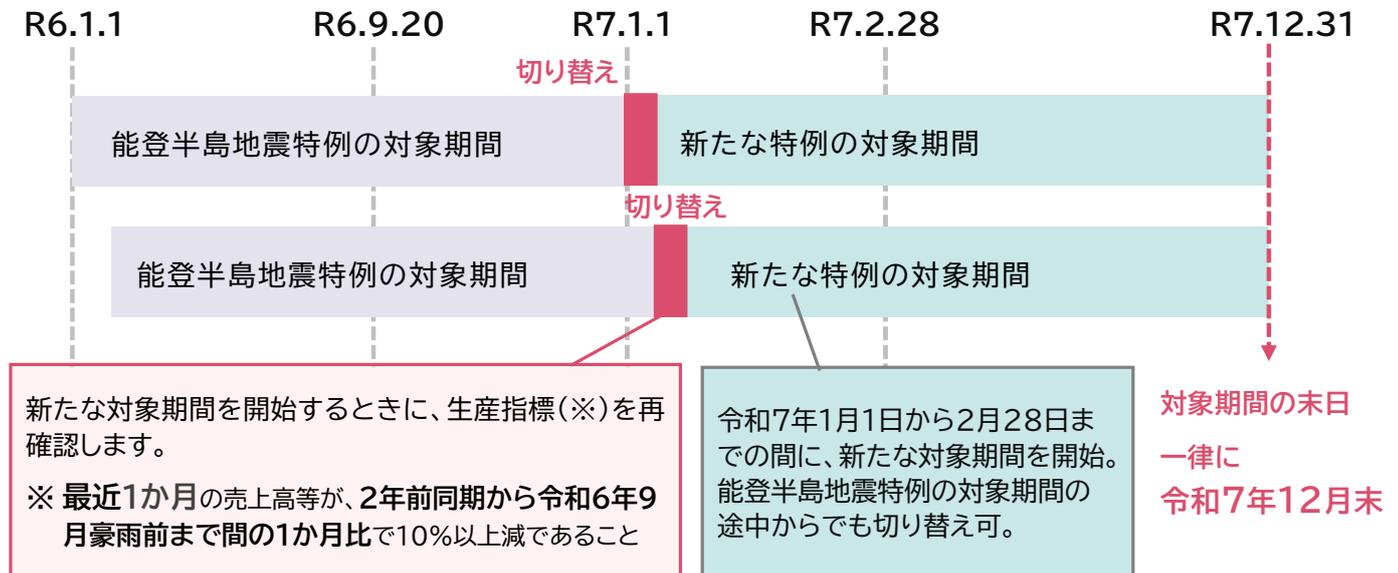
令和6年能登半島地震の特例措置に引き続き、**令和7年1月から同年12月末まで**、次の内容で助成します。

	中小企業	大企業
助成率(休業・教育訓練)	4/5	2/3
日額上限額	8,635円	令和6年8月1日現在の基本手当日額の上限額
支給日数	300日	新たな対象期間にて改めて付与
雇用量要件	適用しない	
対象労働者の要件	雇い入れ後6か月未満も対象	
休業規模要件	1/40以上	1/30以上
残業相殺	適用しない	

※ 出向の助成率は通常どおり中小2/3、大企業1/2です。出向を実施する場合は産業雇用安定助成金のご利用を検討ください。  
※ 令和6年9月豪雨により令和6年9月20日から同年12月末までに実施した休業・教育訓練の助成率も、遡って上記に引き上げます。

## 対象期間切り替えの手続き

新たな特例措置では、令和7年1月から2月末までの間に、これまでの特例(令和6年能登半島地震の特例)から、新たな特例への切り替えが必要です。次のとおり、令和7年1月から2月末までの間に新たな特例に切り替えることで、令和7年12月末までが助成対象(新たな特例の対象期間)となります。



- 新たな特例措置に係る初回の計画届を提出することで、対象期間を切り替えることができます。
- 新たな特例措置に係る計画届は、令和7年3月末までであれば事後提出が可能です。初回の計画届提出時に、前ページの対象となる事業所であることの確認を行います。

雇用調整助成金ガイドブック(手続きの詳細はこちら)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001357239.pdf>



## 在籍型出向を活用した雇用維持をご検討ください

労働者にとって休業等の長期化は仕事への意欲や技術の維持にも影響がでることが懸念されることや、石川県全域における人手不足の状況であることから、一時的に他企業に在籍出向させるなどして、労働者のモチベーションを維持しつつ雇用を維持するという在籍型出向は非常に有効なものです。

今般、産業雇用安定助成金では、在籍型出向等の支援のための新たな特例措置(災害特例人材確保支援コース)を実施します。在籍型出向の実施と併せて、ぜひご利用ください。

産業雇用安定助成金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/sankosaigai.html>



## (公財)産業雇用安定センターのご案内

産業雇用安定センターは、企業間の出向等を支援することを目的として、1987年に国と事業主団体などが協力して設立した公益財団法人です。設立以来、25万件以上の出向等の成立実績があります。全国47都道府県の県庁所在地に事務所があり無料で企業からの相談を受け付けています。あわせてご利用ください。



<https://www.sangyokoyo.or.jp>